

2016年9月9日

お客様各位

株式会社エコア

約款等の変更について

株式会社エコアの電気需給約款、電気料金メニュー及び契約条項兼重要事項説明書を2016年9月10日付で以下の通り変更致しますので、ご案内申し上げます。

1. 電気需給約款の変更内容

	現行	変更後
第8条 需給契約の 単位	当社は、1 供給地点特定番号について1 契約種別を適用して、 1 電気需給契約を結びます。	当社は、供給地点特定番号毎に契約種別を適用して、電気需給契約を結びます。 <u>尚、契約種別が複数の場合、お客様の申し出がある場合には、各契約の電気料金を合算のうえ、第14条第2項の請求を行うものとし</u> ます。
第10条 電気料金メ ニュー	2.電気料金メニューでは、契約種別、料金、その適用条件、供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力等を定めます。	2. 電気料金メニューでは、 <u>電気料金構成、契約種別、料金、その適用条件、供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力等を記載</u> しています。
第13条 料金の算定 及び算定期 間	1. 料金は、以下の場合を除き、「1 月」を単位として算定し、「1 月」とは、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）とします。 (1) お客様に電気の供給を開始、再開、休止、または停止、もしくは本契約が終了した場合 (2) 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合 (新 設)	1. (1)～(2) (変更なし) (3) 検針期間の日数が、前月の検針日が属する月の暦日数（以下「基準日数」といいます。）よりも6 日以上多かった場合、または6 日以上少なかった場合。
第14条 <u>請求方法、</u> 支払期日及 び料金の支 払い方法	2. 電気料金については毎月、当社が指定する以下の方法により支払っていただきます。 (1) 口座振替(お客様の指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法をいいます。) (2) クレジット引き落とし(当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法をいいます。) 3. お客様が料金を前項第(1)号または前項第(2)号により支払われる場合は、以下のときに当社に対する支払いがなされたものとします。 (1)前項第(1)号により支払われる場合は、電気料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 (2)前項第(2)号により支払われる場合は、電気料金とそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 4. お客様に請求する工事費負担金その他の託送供給等約款にもとづき当社が一般送配電事業者から請求を受ける費用（以下「工事費等」といいます。）の支払いについては、当社が一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が定める支払期日までに当社が指定する方法により支払っていただきます。	2. 電気料金およびその他のお客様にご請求する金額の請求書は電子データにてお客様に提供するものとし、当社のウェブサイトを通じ電子データの提供をもって請求を行ったものとします。 <u>また、当社とガスの供給契約を締結されているお客様に限り、ガスの「検針請求書」の送付をもって、電気料金のご請求をいたします。なお、お客様より別途事前のお申し出があった場合には、発行手数料として1月あたり200円（税別）をお支払いいただくことにより、電子データによる請求に代えて、毎月紙媒体の請求書をご送付します。この場合、発行手数料は請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。</u> 3. 電気料金については毎月、当社が指定する以下の方法により支払っていただきます。 (1) 口座振替(お客様の指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法をいいます。) (2) クレジット引き落とし(当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法をいいます。) 4. お客様が料金を前項第(1)号または前項第(2)号により支払われる場合は、以下のときに当社に対する支払いがなされたものとします。 (1) 前項第(1)号により支払われる場合は、電気料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 (2) 前項第(2)号により支払われる場合は、電気料金とそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込

<p>第14条 支払期日及び料金の支払い方法</p>	<p>5. 当社は、第1項および前項にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込む方法より支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとします。</p> <p>(第2項新設)</p>	<p>まれたとき。</p> <p>5. お客さまに請求する工事費負担金その他の託送供給等約款にもとづき当社が一般送配電事業者から請求を受ける費用（以下「工事費等」といいます。）の支払いについては、当社が一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が定める支払期日までに当社が指定する方法により支払っていただきます。</p> <p>6. 当社は、第1項および前項にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込む方法より支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとします。</p>
<p>第25条 契約期間</p>	<p>1. 契約期間は、以下によります。</p> <p>(1) 契約期間は、需給開始日から1年目の日までとします。ただし、お客さまと当社が電気料金メニューで定める内容に従い別途合意する場合は、別途合意する期間とします。</p> <p>(2) 契約期間満了日の30日前までに当社に本契約の終了の申し出または変更がない場合、本契約は、契約期間満了後も1年ごと（お客さまと当社が電気料金メニューで定める内容に従い別途合意する場合は、別途合意する期間ごと）に同一条件で継続されるものとします。</p> <p>2. 前項に定める契約期間満了によらずに、次条（お客さまの申し出による解約）第1項にもとづきお客さまが本契約を解約した場合、または第27条（契約の解除および期限の利益の喪失）第1項にもとづき当社が本契約を解除した場合、お客さまは当社に対し、解約手数料として3,240円（消費税等相当額を含みます。）を支払っていただきます。ただし、引越等によりお客さまがその需要場所での電気の供給を受けなくなることを理由とする本契約の終了の申し出の場合は、解約手数料は申し受けません。</p>	<p>1.</p> <p>(変更なし)</p> <p>(2) 契約期間満了日の30日前までに当社に本契約の終了の申し出または変更がない場合、本契約は、契約期間満了後も1年ごと（お客さまと当社が電気料金メニューで定める内容に従い別途合意する場合は、別途合意する期間ごと）に同一条件で継続されるものとします。</p> <p>2. 前項に定める契約期間満了によらずに、次条（お客さまの申し出による解約）第1項にもとづきお客さまが本契約を解約した場合、または第27条（契約の解除および期限の利益の喪失）第1項にもとづき当社が本契約を解除した場合、お客さまは当社に対し、解約手数料として3,000円（税別）を支払っていただきます。ただし、引越等によりお客さまがその需要場所での電気の供給を受けなくなることを理由とする本契約の終了の申し出の場合並びに、賃貸住宅等に入居の場合で契約期間中に退去等が明確である場合等の解約については解約手数料は申し受けないものとします。</p>
<p>第27条 契約の解除及び期限の利益の喪失</p>	<p>1. お客さまが、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社はお客さまとの本契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、本契約を解除する15日前までに解除日を明示し、お客さまに対して①本契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。</p> <p>(1) 第19条（供給の停止）によって、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。</p> <p>(2) 料金の支払期日を20日経過してなお支払われないとき。</p> <p>(3) 他の電気需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を20日経過してなお支払われないとき。</p> <p>(4) 本契約によって支払うこととなった工事費等を支払期日を経過してなお支払われないとき。</p> <p>(5) 当社または当社の代理店（媒介業者）とのガスの使用契約その他の契約の料金支払債務その他の債務について、支払期日を経過してなお支払われないとき。</p>	<p>1. お客さまが、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社はお客さまとの本契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、本契約を解除する15日前までに解除日を明示し、お客さまに対して①本契約を解除後、無契約となった場合には当社からの電気の供給が止まることおよび②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。</p> <p>(1)～(4)</p> <p>(変更なし)</p> <p>(5) 当社、当社がLPガスを供給している代理店または当社媒介店とのガスの使用契約その他の契約の料金支払債務その他の債務について、支払期日を経過してなお支払われないとき。</p>

第27条 契約の解除 及び期限の 利益の喪失	(6)本契約の条項(第31条(反社会的勢力排除に関する条項)を含みます。)に違反したとき。 (7)差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。 (8)破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなしたとき。	(6)～(8) (変更なし)
---------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------

2. 電気料金メニューの変更内容

現行	変更後
電気料金メニュー	低圧電気料金メニューとして新たに作製しました。 当社ホームページ掲載の低圧電気料金メニューをご参照ください。

3. 契約条項兼重要事項説明書の変更内容

契約条項兼重要事項説明書の変更内容

	現行	変更後
役務の種類	(新設)	低圧の電気の供給
計量方法及び料金調定の方法	当社がお知らせする前月の検針日(九州電力管内の場合は、計量日(以下同様とします。))から当月の検針日の前日までの期間に一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値に基づき使用電力量を計量し、電気料金の算出を行います。 ①電気の供給を開始した月、②本契約を終了した月、③契約電流等の変更により料金に変更があった場合は、基本料金を日割計算いたします。	当社がお知らせする前月の検針日(九州電力管内の場合は、計量日(以下同様とします。))から当月の検針日の前日までの期間に一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値に基づき使用電力量を計量し、電気料金の算出を行います。 ①電気の供給を開始した月または停止した月、②本契約を終了した月、③契約電流等の変更により料金に変更があった場合、④ <u>その他電気料金メニューに定める事由が生じた場合は、電気料金を日割計いたします。その他の日割計算方法については電気料金メニューをご参照ください。</u>
契約電流・契約容量・ 契約電力	申込書に記載された契約電流または契約容量とし、電気需給約款の定めるところに従い当社とお客さまとの協議によって決定されます。	申込書に記載された契約電流または契約容量または 契約電力 とし、電気需給約款及び 電気料金メニュー の定めるところに従い当社とお客さまとの協議によって決定されます。
料金の請求及び支払方法	1. 口座振替 お客さまの指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替えます。 振替日 各金融機関によって異なりますのでご利用の金融機関へ直接お問い合わせください。 2. クレジットカード支払 毎月の料金をクレジットカード会社を通してカード利用代金として請求します。 支払日 各カード会社によって異なりますのでご利用のカード会社へ直接お問い合わせください。	電気料金その他お客さまにご請求する金額の請求書は、当社のウェブサイトを通じて電子データによりお客さまにご提供するものとし、当該電子データによる提供をもってお客さまにご請求を行ったものとし、また、当社とガスの供給契約を締結されているお客さまに限り、ガスの「検針請求書」の送付をもって電気料金のご請求をいたします。この場合でも、お客様のご要望に応じて、電気料金の明細をご提供いたします。なお、お客さまより別途お申し出があった場合には、発行手数料として1月あたり200円(税別)を、請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただくことにより、電子データによる請求に代えて、毎月紙媒体の請求書をご送付します。お支払方法は次の通りです。 1. 口座振替 お客さまの指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替えます。 振替日 各金融機関によって異なりますのでご利用の金融機関へ直接お問い合わせください。 2. クレジットカード支払 毎月の料金をクレジットカード会社を通してカード利用代金として請求します。 支払日 各カード会社によって異なりますのでご利用のカード会社へ直接お問い合わせください。

解約手数料等	<p>1. お客様のお申し出による場合、またはお客様が原因で当社が解除する場合、解約手数料として3,000円(税別)をお支払いいただきます。なお、契約期間満了により本契約が終了する場合には、解約手数料は申し受けないものとします。</p> <p>2. お客様の申し出により、1年を経過する日より前に本契約を解約する場合において、当社が一般送配電事業者から、託送供給約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客様は、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社に支払うものとします。</p> <p>3. 賃貸住宅等に入居の場合、契約期間中に退去等が明確である場合の解約においては解約手数料は申し受けないものとします。</p>	<p>1. お客様のお申し出による場合、またはお客様が原因で当社が解除する場合、解約手数料として3,000円(税別)をお支払いいただきます。なお、契約期間満了により本契約が終了する場合は、<u>その他電気需給約款に定める場合</u>には、解約手数料は申し受けないものとします。</p> <p>2. (変更なし)</p> <p>3. (削除)</p>
付帯割引に係る注意事項	<p>1. 当社または当社の代理店(媒介業者)(当社がガスの供給をしている場合に限り)が供給するガスの使用契約を結んでいるお客様に限り、ガセット割引プランが適用され、その要件をみたさなくなった場合、標準メニュープランが適用されます。</p> <p>2. ガセット割引プランの適用がある場合で、当社の代理店(媒介業者)とガスの使用契約を結んでいるお客様のうち、当社との契約である本契約と契約の相手方が異なります。</p>	<p><u>電気料金メニューに定める付帯割引の適用条件に合致するお客様に限り、電気料金メニューまたは別途当社が指定する書面(以下「割引書面等」といいます。)に定める付帯割引が適用されます。付帯割引が適用されているお客様が電気料金メニューまたは割引書面等に定める適用要件を満たさなくなった場合、付帯割引の適用が廃止されます。</u></p>
約款変更に関する事項	<p>1. 当社は、電気需給約款または電気料金メニューを変更することがあります。この場合には、あらかじめ効力発生時期を定めて、お客様に変更後の内容をお知らせし、お客様から異議の申し出がないときは、効力発生時期の到来後は、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。</p> <p>2. 電気需給約款または電気料金メニューの変更をしようとし、または変更した場合、供給条件の説明及び契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給条件の説明及び契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送付その他当社が適切と判断した方法(以下「当社が適切と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。 <p>3. 2にかかわらず、電気需給約款または電気料金メニューの変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の本契約の実質的な変更をとまわらない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。</p>	<p>1. 当社は、電気需給約款または電気料金メニューを変更することがあります。この場合には、あらかじめ効力発生時期を定めて、お客様に変更後の内容をお知らせし、お客様から異議の申し出がないときは、効力発生時期の到来後は、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。</p> <p>2. 電気需給約款または電気料金メニューの変更をしようとし、または変更した場合、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送付その他当社が適切と判断した方法(以下「当社が適切と判断した方法」といいます)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載します。 <p>3. 2にかかわらず、電気需給約款または電気料金メニューの変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の本契約の実質的な変更をとまわらない内容である場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。</p>

4. 上記1.～3.の変更実施日

2016年9月10日実施

5. お問い合わせ先

株式会社エコア

電力開発課

電話番号 092-282-8900(月曜日～金曜日、9:00～17:30 祝祭日除く)

以上

変更後の各種書類などはこちら

小売電気需給約款

重要事項説明書

電気料金メニュー

個人情報保護方針